

市有財産（金地金）売り払いに伴う一般競争入札公告

市有財産の売り払いについて、以下のとおり一般競争入札を実施するので、買取希望者は、この入札公告の各条項を承知の上、あらかじめ入札参加の申し込みを行い、所定の手続きに従い入札を行うこと。入札参加者は、この入札公告及びその他関係法令を熟知のうえ入札するものとする。

令和7年12月8日

1 一般競争入札により売り払う動産

(1) 動産について

品名	数量	最低買取率*
金地金（田中貴金属工業製）1kg	1本	100.00%

※備考

- ・買取率とは、田中貴金属工業株式会社が入札日当日午前9時30分に公表した「店頭買取価格(税込)」を基準額として、当該基準額に乗ずる換金率のこと。以下、「買取率」という。
- ・最低買取率とは、あらかじめ当市が定めた最低買取率であり、これを下回る入札は無効とする。

(2) 仕様内容（買取方法、買取条件等）

- ア 入札においては、田中貴金属工業株式会社が公表している店頭買取価格(税込)を基準に、金地金の買取率(%)を入札書に記載すること。
- イ 実際の買取代金は、田中貴金属工業株式会社が買取日当日午前9時30分に公表した店頭買取価格(税込)に、落札した金地金の買取率及び金地金の重量を乗じた額とする。またその額に円未満の端数が生じたときは、円未満を切り捨てるとしている。
- ウ 買取日は、令和8年6月宇佐市議会における、当該金地金の財産処分議案の議決後、令和8年7月31日までの間で、落札者と市が協議により定めた日とする。
- エ 入札にあたり、事前に金地金の査定・真贋の場は設けない。
- オ 買取は、落札者と市が協議により定めた場所で行うこととし、当市立ち会いの下、査定・真贋、買取代金の支払いまでを完了し、その後、金地金を引き渡すこととする。なお、立ち会い、買取、査定・真贋、買取代金の支払い及び金地金の引き渡しに要する費用は、落札者の負担とする。
- カ 査定・真贋の結果、万が一正規品以外の品であった場合は、買取は行わないこととする。なお、金地金の引き渡し以降の返品・返金等の申し出は一切受け付けない。

2 入札の参加に必要な資格等

(1) 入札参加資格

「3 入札参加申請書及び入札参加資格を確認する資料（以下「申請書等」という。）の提出期間及び方法等」に記載された書類を期限内に提出し、宇佐市教育委員会教育総務課教育総務係より入札参加資格者として認定され、下記条件を満たしているもの。

(2) その他

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ 入札公告から開札日までの間に、宇佐市物品等供給契約に係る指名停止措置要領（平成 25 年宇佐市告示第 55 号。以下「宇佐市指名停止等措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- ウ 開札予定日以前 6 か月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- エ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）。
- オ 入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係のある複数の者の参加の制限

この入札に参加する複数の者の関係が、以下の①から③までのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札は全て無効とする。

① 資本関係

次に掲げるいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 3 条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a 親会社（会社法第 2 条第 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

- b 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

次に掲げるいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

カ 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ③ 暴力団員が役員となっている事業者
- ④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- ⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- ⑥ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
- ⑦ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札参加申請書及び入札参加資格を確認する資料（以下「申請書等」という。）の提出期間及び方法等

「宇佐市が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和6年宇佐市告示第230号）」により令和7年度入札参加資格の認定を受けている者については、(2) 提出書類アとキの提出に省略することができる。

(1) 提出期間

令和7年12月8日（月）午前9時から令和7年12月26日（金）午後5時まで。（午後12時から午後1時を除く。）

(2) 提出書類

- ア 入札参加申請書（様式1）
- イ 登記事項証明書（写し可）
- ウ 印鑑証明書（写し可）
- エ 使用印鑑届（実印以外で契約等をする場合）

- オ 消費税及び地方消費税の納税証明書（所轄税務署発行の納税証明書）
- カ 市税並びに上水道料金、下水道使用料等納付状況調査同意書または市税の滞納のない証明書（市内に営業所がある場合）
- キ 古物商許可証の写し
- ク 委任状（支店等に契約等を委任する場合）
- ケ 暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書

(3) 提出方法

宇佐市教育委員会教育総務課教育総務係に電子メールまたは持参にて申請すること。
なお、電子メールの場合は電話により着信を確認すること。

(4) 提出先

宇佐市教育委員会教育総務課教育総務係（宇佐市役所3階 8番窓口）
〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030番地の1
電話番号：0978-27-8192
E-mail : k-soumu07.city.usa.lg.jp

(5) 申請にあたっての留意事項

- ア 提出書類のうち、公的証明書は発行後3ヶ月以内のものに限る。
- イ 共有名義での申請はできない。
- ウ 入札参加資格審査後、1週間以内に入札参加承認証又は入札参加不承認証を交付する。入札参加承認証は入札書提出時に必ず持参すること。
※入札書提出日当日に直接入札を行う場合、入札参加承認証は入札書の提出までに当市から送付された入札参加承認証の写しを提示し、原本の交付を受けること。
- ※郵送で期日前に入札書を提出する場合、入札参加承認証は入札書の提出までに当市から送付された入札参加承認証の写しを郵送し、原本の交付を受けること。
- エ 入札参加資格審査以降に入札参加資格がないことが判明した場合は、入札参加資格を無効とする。
- オ 入札参加申請者に関する情報及び申請者数等の問い合わせについては、一切応じない。

4 入札保証金

入札金額の100分の5以上の額を、以下のいずれかの方法により納付すること。
なお、納付した保証金は、落札者を除き入札終了後に還付するが、口座振込にて保証金を納付した場合は、還付（口座振込）までに2週間程度の期間を要する場合があるため留意すること（還付請求手続きの詳細については別途指示する）

(1) 口座振込

- ア 入札前日の午後3時までに、「大分銀行 宇佐支店 普通口座 5377265
(口座名義) ウサシ」あてに口座振込にて納付する。
 - イ 振込を行った旨を、宇佐市教育委員会教育総務課教育総務係（電話番号 0978-27-8192）宛に振込同日中に連絡する。
- (2) 現金支払い
- ア 入金希望時間を、宇佐市教育委員会教育総務課教育総務係（電話番号 0978-27-8192）宛に入札前日午後3時までに連絡する。（入札参加予定人数により希望に沿えない場合があるので注意すること）
 - イ 入札当日の午前9時～午後2時（午後12時～午後1時の間を除く）の間に、宇佐市会計課窓口にて現金にて納付

5 公告事項等に対する質問及び回答

(1) 質問方法及び宛先

質問書（様式2）によりEメールで宇佐市教育委員会教育総務課教育総務係宛てに申し出ること。

(E-mail:k-somu07@city.usa.lg.jp)

(2) 申出期間

令和7年12月8日(月)午前9時から令和7年12月23日(火)午後5時まで

(3) 回答内容と方法

質問及び回答は隨時宇佐市ホームページに掲載するものとし、最終回答は令和7年12月25日(木)午後5時までに行う。

(4) 回答掲載期間

令和7年12月8日(月)午前9時から令和8年2月24日(火)午後5時まで

6 入札及び開札

(1) 入札書提出日時

令和8年2月25日(水)午前11時

(2) 入札書提出場所

宇佐市役所3階33会議室

(3) 入札方法

原則として、書面により入札書提出日時に入札書提出場所において直接行う。ただし、入札書提出日時に提出できないと見込まれる場合は、期日前に入札書の提出をすることができる。なお、提出期限までに到達（持参または郵送）しないものは無効とする。

ア 期日前提出方法

期日前提出方法については「【別紙】期日前提出方法について」に従うこと。

イ 提出場所

宇佐市教育委員会教育総務課教育総務係（宇佐市役所3階 8番窓口）

〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030番地の1

ウ 提出期限

令和8年2月24日（火）（午後5時必着）

エ 提出書類

①入札書（様式3）

②入札参加承認証（写し）

オ 郵送方法について

郵送方法については「【別紙】期日前提出方法について」に従うこと。

(4) 入札回数

入札については初度を含めて2回とする。

(5) 入札にあたり持参する書類

ア 入札書（様式3）

イ 委任状（様式4）（代理人による入札をする場合のみ必要）

ウ 入札参加承認証

※代理人の場合は、入札時の委任状に記載されている受任者であることが確認できる社員証等の本人確認書類（顔写真付き）を持参すること。

(6) 開札時間

入札書提出後即時

(7) その他

ア 入札書には見積もった買取率(%)を記載すること。

イ 入札書の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。

ウ 入札参加者は、自己の入札の完了後は、入札書の書換え、引換え又は撤回することができない。

エ その他入札方法等については、関係法令の定めるところによる。

オ 本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加申請について虚偽の申請を行った者がした入札は、無効とする。

カ 開札は、入札参加者の立ち会いのもとで行う。すべての入札参加者が期日前に入札書を提出している場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせることとする。

キ 開札の結果について異議を申し立てることはできない。

ク 入札した買取率が最低買取率以上かつ最高買取率である入札者を落札者として決定する。

ケ 最高買取率の入札者が複数ある場合は、くじで落札者を決定する。期日前に入札書の提出をした者については、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- コ 開札結果は、落札者の法人名及び落札買取率を当入札ホームページ内で公表する。
- サ 入札参加申請を行い入札参加者として認定されたのち、何らかの事由で入札に参加しないこととした場合は、「6 入札及び開札 (1)入札書提出日時」までに辞退届（様式5）を宇佐市教育委員会教育総務課教育総務係に提出すること。

7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

- (1) 入札者としての資格のない者のした入札
- (2) 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2以上の入札者の代理人となった者のした入札
- (5) 買取率の訂正に訂正印のない入札
- (6) 買取率、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札
- (7) 最低買取率未満の買取率の入札
- (8) 公告に示した入札参加資格のない者又は資料に虚偽の記載をした者のした入札
- (9) 申請書等を提出期限までにすべて提出しない者のした入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

8 契約及び契約保証金に関する事項

(1) 契約の締結

- ア 当該契約の契約締結は、地方自治法第96条第1項第5号及び宇佐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年宇佐市条例第46号）第2条に規定する市議会の議決事項であり、当該入札の落札決定後、落札者との間に仮契約を締結し、議会議決後契約の保証が付されたことを確認した後、本契約を成立させる旨の意思表示をしたときに本契約となるものである。
- イ 落札候補者は、「3 入札参加申請書及び入札参加資格を確認する資料（以下「申請書等」という。）の提出期間及び方法等」に掲げる書類のほか、必要に応じて契約担当者が指定する資料を提出しなければならない
- ウ 契約担当者は、開札後、落札決定するまでの間に落札候補者が次の①又は②のいずれかに該当した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効にするものとする。
この場合、契約担当者は当該落札候補者の行った入札を無効にしたことによる損害賠償の責めを一切負わないものとする。

- ① 宇佐市指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けたとき。
 - ② 入札公告に掲げる入札参加資格の要件を満たさなくなったとき。
- エ 契約担当者は、落札決定後、仮契約後の議会議決)までの間に落札者が、ウの
①又は②のいずれかに該当した場合は、落札決定の取消又は仮契約の解除を行うことができるものとする。
- この場合、契約担当者は落札決定の取消又は仮契約の解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
- オ 契約担当者は、契約締結後において、契約者がウの①又は②に該当していた場合は、契約の解除を行うことができるものとする。
- カ 落札者は、落札の通知を受けた日を含め7日以内に契約に必要な書類を提出しなければならない。
- キ 開札から請負契約締結に至る間において落札者が落札したにもかかわらず契約を締結しないときは、落札額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5を違約金として徴収する。
- ク 提出された書類は返却しない。
- ケ 入札参加に係る全費用は、入札参加希望者の負担とする。
- コ 入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- サ 当市は、議会で議決が得られなかった場合、落札者に対していかなる責任及び費用負担を負わない。

(2) 契約保証金

議会での議決後、契約金額の100分の10以上の契約保証金を指定する口座に振込により納付すること。ただし、入札保証金を納付している場合は、入札保証金を契約保証金の全部または一部に充当することができる。

振込口座「大分銀行 宇佐支店 普通口座 5377265 (口座名義) ウサシ」

9 買取代金の納入

本契約締結後、指定する口座への振込により、当該契約に係る買取代金を納付すること。

詳細については、本契約締結後に宇佐市教育委員会教育総務課より別途指示する。

10 入札及び契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

宇佐市教育委員会教育総務課教育総務係

〒879-0492 大分県宇佐市大字上田 1030 番地の1

電話番号：0978-27-8192

E-mail : k-soumu07@city.usa.lg.jp